

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
＜概要版（案）＞

令和6（2024）年
京田辺市

1. 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景・目的

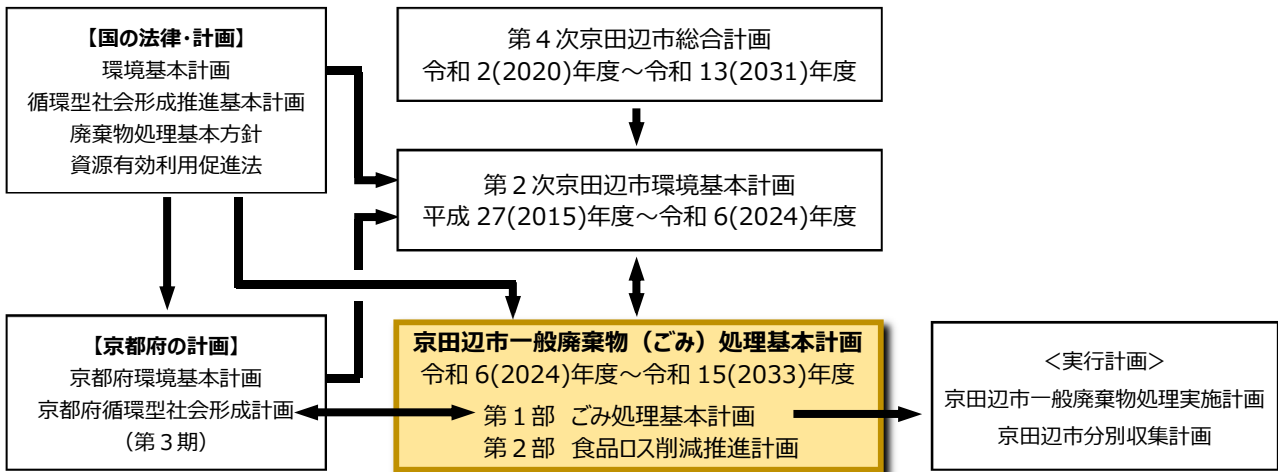
本市では、平成21（2009）年から令和5（2023）年度までの15年間を計画期間とした「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの減量・リサイクルを進めてきました。この間にも、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27（2015）年9月）が採択され、経済・社会・環境にかかる課題に統合的に取り組んでいくことが示されました。

また、国においては「プラスチック資源循環促進法」の施行（令和4（2022）年4月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元（2019）年10月）など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。

以上のことから、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定する一般廃棄物処理計画の一部です。京田辺市における一般廃棄物処理計画は、本計画と京田辺市一般廃棄物処理実施計画により構成されます。



1-3 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度を初年度、令和10（2028）年度を中間年度、令和15（2033）年度を最終年度とします。

令和6年度 (2024) 初年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 中間年度	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033) 最終年度
<人口微増傾向を見据えた対応> ごみ排出量の抑制、食品ごみ・紙ごみの減量推進 ← 前期					<地球規模の課題への対応> 食品ロス削減、プラスチックごみ削減、脱炭素社会の実現 ← 後期				

2. ごみ処理基本計画

2-1 ごみ処理の現状

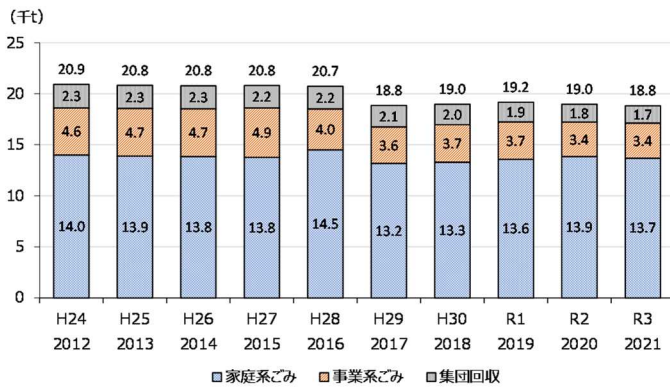
2-1-1 ごみの排出量の推移

令和3（2021）年度における本市のごみ排出量は18,820tであり、平成24（2012）年度と比較して約10%減少していますが、平成30（2018）年度以降は概ね横ばいで推移しています。

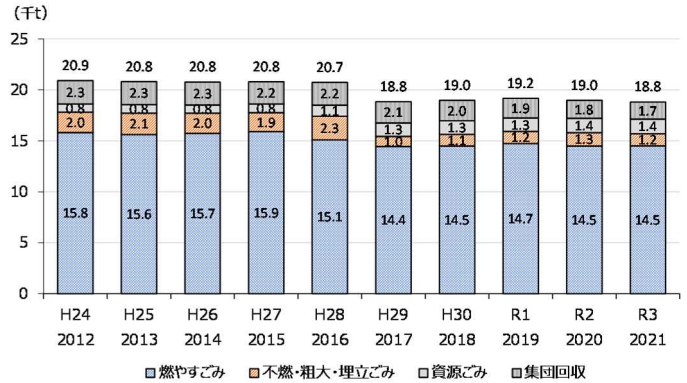
収集形態別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、家庭系ごみは約2%減、事業系ごみは約26%減、集団回収は約26%減となっています。

ごみ種類別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、燃やすごみは約8%減、不燃・粗大・埋立ごみは約40%減、資源ごみは約75%増となっています。

ごみ排出量の推移（収集形態別）



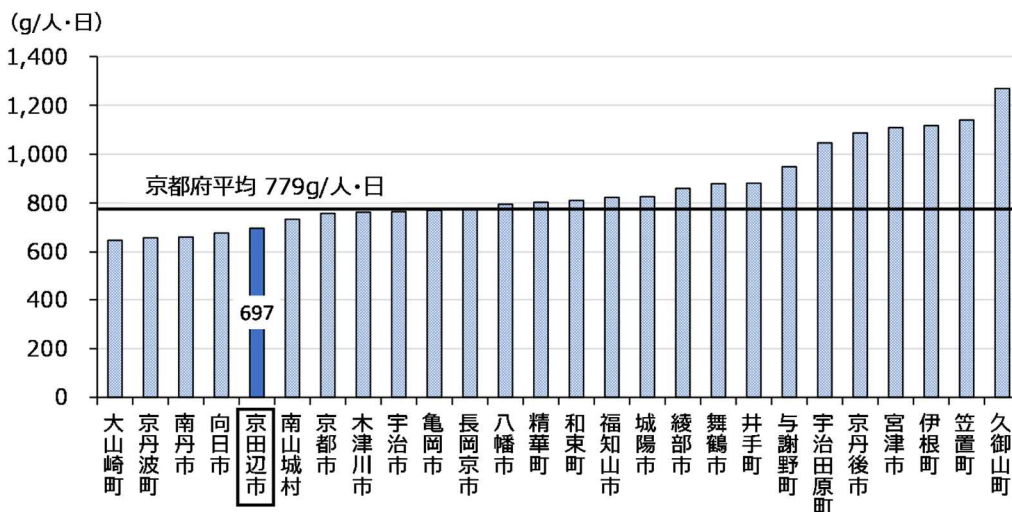
ごみ排出量の推移（ごみ種類別）



2-1-2 1人1日平均排出量の比較（京都府内自治体）

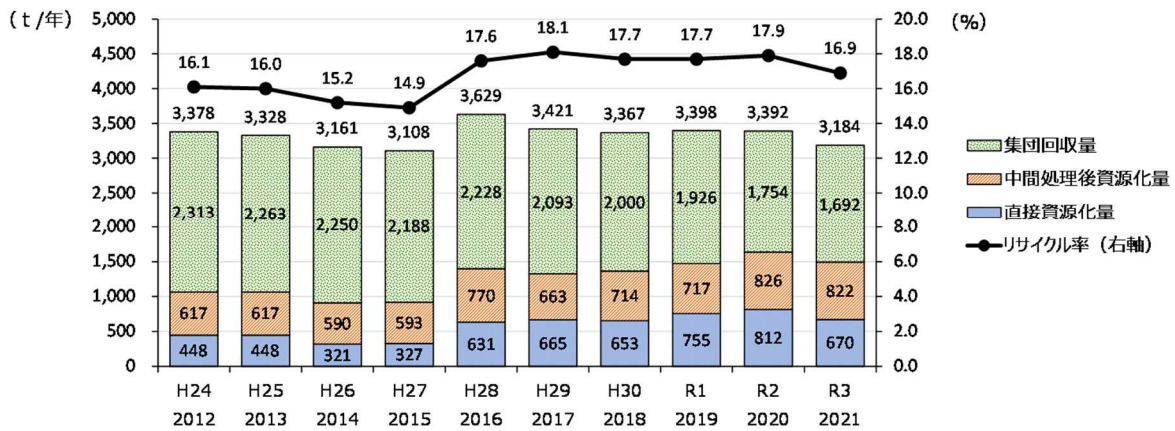
令和3（2021）年度における本市の1人1日平均排出量（697g/人・日）は、京都府平均（779g/人・日）より約10%低くなっています。なお、本市は京都府内26自治体中5番目に少なくなっています。

京都府内のごみ一人一日平均排出量（令和3（2021）年度）



2-1-3 資源化量の推移

本市の資源化量は、平成28（2016）年にプラスチック容器包装及び紙ごみの分別収集を始めたことにより大きく増加しましたが、その後は、微減の傾向となっています。



2-2 基本理念と基本方針

第2次京田辺市環境基本計画の基本目標3を受け、本計画の基本理念を「循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり」とします。さらに、4つの基本方針を展開します。

本計画の基本理念と基本方針

<望ましい環境像>

豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺
(第2次京田辺市環境基本計画)

<基本理念>

循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり
(第2次京田辺市環境基本計画の基本目標3)

- [基本方針1] ごみの発生抑制、再使用の促進
- [基本方針2] 分別排出・リサイクルの促進
- [基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築
- [基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発

2-3 ごみ処理の目標

本計画の数値目標及びごみ排出量・処理量の見込みは次のとおりです。

本計画の数値目標

目標項目	令和3年度 (2021年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 中間目標	令和15年度 (2033年度) 最終目標
1人1日あたりのごみ排出量	697g/人・日	640g/人・日	600g/人・日
リサイクル率	16.9%	19.0%	20.9%

注) 令和3年度のごみ排出量は推計人口を用いて算出しています。

ごみ排出量・処理量の見込み

指標	単位	令和3年度 (2021年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 初年度	令和10年度 (2028年度) 中間目標	令和15年度 (2033年度) 最終目標	備考	
推計人口	人	73,946	75,563	76,279	76,010	京田辺市将来人口推計(平成30年度推計)をもとに過去3年の実績/推計で補正	
発生量 (予測)	家庭系	t/年	13,691	13,833	13,774	13,524	品目別の原単位予測値×推計人口
	事業系	t/年	3,437	3,399	3,361	3,323	
	合計	t/年	17,128	17,232	17,135	16,847	
発生抑制量	家庭系	t/年	0	168	846	1,690	目標: 排出量原単位をR3比12%削減
	事業系	t/年	0	25	125	247	目標: 排出量原単位をR3比7%削減
	合計	t/年	0	193	971	1,937	
発生抑制後の 排出量	家庭系	t/年	13,691	13,665	12,928	11,834	発生量 - 発生抑制量
	事業系	t/年	3,437	3,374	3,236	3,076	
	合計	t/年	17,128	17,039	16,164	14,910	
	削減率	%	0.0%	▲ 0.5%	▲ 5.6%	▲ 12.9%	
集団回収量	t/年	1,692	1,730	1,749	1,745	品目別に原単位目標を設定	
総排出量		t/年	18,820	18,769	17,913	16,655	発生抑制後の排出量 + 集団回収量
	原単位	g/人・日	697.3	680.5	643.4	600.3	国と京都府の目標値 国: 850 (R7)、京都府: 760 (R12)
	増減率	%	0.0%	▲ 2.4%	▲ 7.7%	▲ 13.9%	
焼却量		t/年	15,298	15,065	13,858	12,252	可燃ごみ + 中間処理後の可燃物
	増減率	%	0.0%	▲ 1.5%	▲ 9.4%	▲ 19.9%	
資源化量	家庭系	t/年	1,323	1,357	1,387	1,404	プラスチック・古紙等の原単位目標値を設定
	事業系	t/年	0	28	140	278	プラスチック・古紙等の原単位目標値を設定
	中間処理資源化	t/年	169	202	136	54	資源化率はR1からR3の平均値を適用
	集団回収	t/年	1,692	1,730	1,749	1,745	品目別に原単位目標を設定
	合計	t/年	3,184	3,317	3,412	3,481	
	リサイクル率	%	16.9%	17.7%	19.0%	20.9%	国と京都府の目標値 国: 28.0% (R7)、京都府: 20.0% (R12)
	増減率	%	0.0%	4.2%	7.2%	9.3%	
資源を除く 排出量	家庭系ごみ量	t/年	12,368	12,308	11,541	10,430	集団回収、資源ごみを除く排出量
	同上原単位	g/人・日	458.2	446.3	414.5	375.9	国の目標値: 440
	事業系ごみ量	t/年	3,437	3,346	3,096	2,798	資源ごみを除く排出量
最終処分量		t/年	2,101	1,982	1,843	1,656	焼却残渣はR1からR3の焼却残渣率を適用
	最終処分率	%	11.2%	10.6%	10.3%	9.9%	国と京都府の目標値 国: 8.4% (R7)、京都府: 13.0% (R12)
	増減率	%	0.0%	▲ 5.7%	▲ 12.3%	▲ 21.2%	

注) 四捨五入の関係で数値が一致しない場合があります。

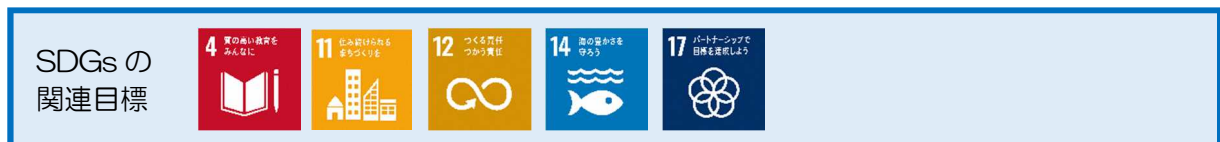
2-4 目標達成に向けた施策

〔基本方針1〕 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）



1-1 市民・事業者への啓発活動の推進	ごみを出さないライフスタイルの促進
	ごみを作らないビジネススタイルの促進
1-2 食品ロスの削減 【重点1】	食品ロス削減を促す啓発活動の推進
	市民・事業者等と連携した取組みの推進
	食品廃棄物の循環利用の促進
1-3 プラスチックごみの削減 【重点2】	プラスチック削減を促す啓発活動の推進
	生産・流通過程でのプラスチック削減の促進
	市の施設における率先したプラスチックの削減
1-4 リユース（再使用）の推進 【重点3】	市民ボランティア団体との共働によるリユース事業の充実
	リユース環境の整備
	リユース食器の利用促進

〔基本方針2〕 分別排出・リサイクルの促進



2-1 分別排出に関する啓発・指導 の推進	分別・リサイクルに関する啓発活動の推進
	家庭系ごみの分別ルール違反への対応
	事業系ごみの分別ルール違反への対応
2-2 紙資源のリサイクルの推進 【重点4】	紙資源のリサイクルに関する啓発活動の推進
	雑がみの分別排出の促進
	事業系の紙資源リサイクルの促進
2-3 多様なリサイクル活動の促進	再生資源集団回収事業の活性化
	公共施設等における拠点回収の拡充
	生ごみリサイクルの推進

[基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築



3-1 収集・処理体制の整備・充実	可燃ごみ広域処理施設の整備
	ごみ処理施設の安全で安定的な稼働
	収集・運搬体制の整備
3-2 ごみの適正処理の推進	資源物の持ち去り対策の推進
	違法な不用品回収への対策の推進
3-3 不法投棄対策の推進	不法投棄に対する啓発活動の展開
	不法投棄に対する監視活動の強化
3-4 ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理手数料実態調査の実施
	ごみ処理手数料適正化の検討
3-5 災害廃棄物処理の体制整備と啓発推進	災害に備えた事前対策の推進
	業務継続計画（BCP）の実効性の確保
	災害時のごみ出しに関する周知啓発

[基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発



4-1 分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ	多様な媒体による情報発信、啓発活動の推進
	3R意識の浸透に向けた講座やイベントの企画
4-2 環境教育・環境学習の充実	地域での環境学習の推進
	小学校を対象とした環境教育の推進
	京田辺エコパークかなびとの連携
4-3 地域の環境美化活動の推進	大学と連携した啓発活動の推進
	京田辺市すてきなまちなみ支援事業との連携 市民団体などと連携した活動の推進

SDGs のアイコンの掲載について

本計画では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsの目標達成に貢献できるように取組みを進めます。各施策において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。



重点プロジェクト

【重点1】食品ロスの削減

活動指標	食品ロス率 16.0%（令和3年度）→ 8.2%（令和15年度）
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施 ● 3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）の推進 ● フードドライブ 活動の促進

【重点2】プラスチックごみの削減

活動指標	家庭系プラスチック廃棄物 7%削減（令和15年度における令和3年度比）
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック容器包装の分別徹底によるリサイクルの促進 ● ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の検討 ● 本市が調達する物品における使い捨てプラスチックの削減

【重点3】リユース（再使用）の推進

活動指標	市民アンケートで日常的にリサイクル店等を利用する人の割合 11.7%（令和3年度）→ 30.0%（令和15年度）
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● リユースに対する広報・啓発活動の推進 ● リユース事業の担い手の強化（メンバー拡大・多様化、学生団体等と連携） ● 市が主催するイベントでのリユース食器の利用啓発

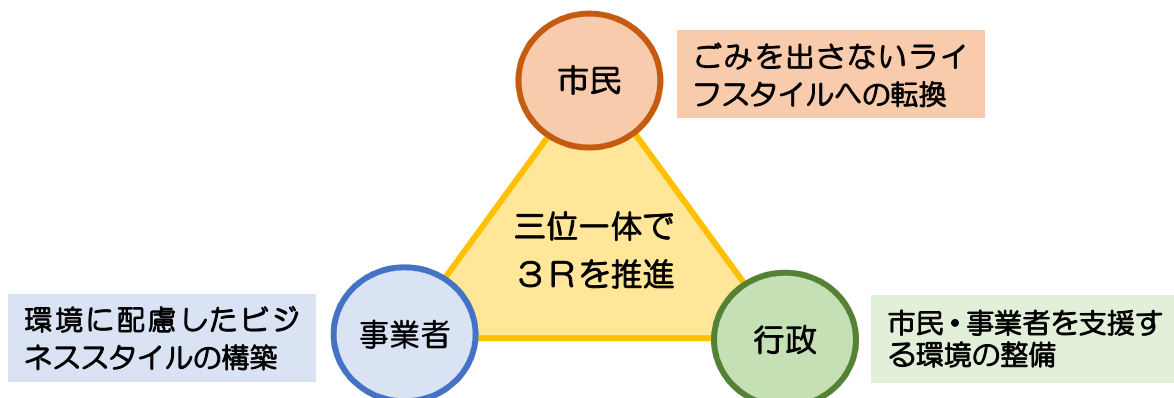
【重点4】紙資源のリサイクルの推進

活動指標	家庭系紙ごみ 10%削減（令和15年度における令和3年度比）
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な広報活動による紙資源リサイクル意識の醸成 ● 再生資源集団回収における雑がみ回収の促進 ● 事業系古紙回収の事例調査と事業者への啓発

2-5 市民・事業者・行政の役割分担

計画を着実に推進するためには、ごみを排出する主体である市民・事業者及びごみ処理事業を運営する行政といった、ごみ処理に関与するすべての主体が、それぞれの立場に応じた役割と責任を認識しつつ、取組みを進めることが不可欠です。

市民・事業者・行政の役割分担



3 食品ロス削減推進計画

3-1 計画の基本的事項

3-1-1 計画策定の趣旨

2015（平成27）年9月の国際連合総会で、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する（つくる責任、つかう責任）」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。

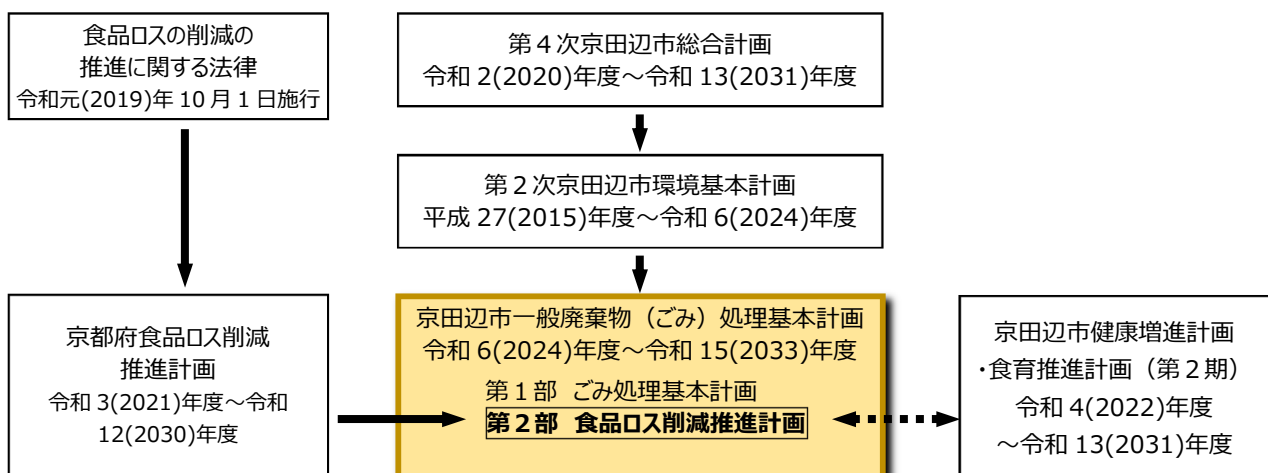
こうした背景を踏まえ、国は平成30（2018）年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスにおける半減目標を設定し、さらに令和元（2019）年7月、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で事業系食品ロスにおける半減目標を設定しました。また食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されました。

本市では、「京田辺市一般廃棄物処理基本計画」において食品ロスの削減を重点プロジェクトとして位置付けています。市民・事業者・各種団体・行政の多様な主体の連携によるさらなる食品ロス削減を計画的に推進していくために、「京田辺市食品ロス削減推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

3-1-2 計画の位置付け

本計画は「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付け、「第2次京田辺市環境基本計画」、「第2期京田辺市健康増進計画・食育推進計画」等、本市の諸計画と整合を図り、また京都府の「京都府食品ロス削減推進計画」とも整合を図ります。

また、この計画は京田辺市一般廃棄物処理基本計画のうち食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付けます。

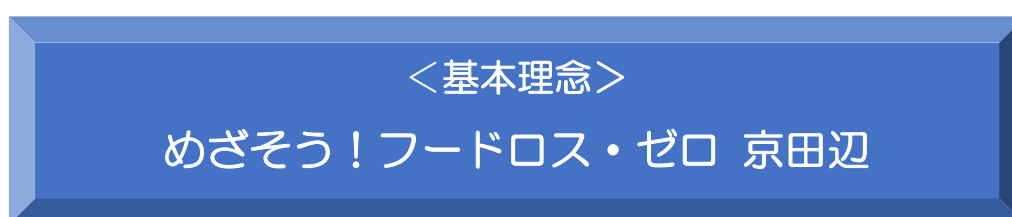


3-2 基本理念・基本方針・基本目標

3-2-1 基本理念

一般廃棄物処理基本計画において、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい京田辺を後世に残していきたいという想いを込め、「循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、取組みを進めます。

本計画においても、豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが“もったいない”を再認識し、市民・事業者・各種団体・行政の相互の連携・協力により、食品ロスの削減につながる取組みを進め、環境負荷の少ない持続可能な循環型都市の実現を目指します。



3-2-2 基本方針

基本方針1 食品ロスの削減を促す普及啓発

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、主体的に食品ロス削減行動を起こすことができるよう、市民・事業者に対する普及啓発を実施します。

基本方針2 市民・事業者等と連携した取組みの推進

個々での取組みでは解決することが難しい食品ロスを、生産から消費までを全体で捉え、市民・事業者、関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを推進します。

基本方針3 食品廃棄物の循環利用の促進

食品ロス削減に十分に取り組んだうえでも生じる食品廃棄物については、有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用を促進します。

3-2-3 基本目標

本市の1人1日あたりの食品ロス量は、令和3（2021）年度に101.2g/人・日と推計され、令和12（2030）年度の京都府の目標106g/人・日及び国の目標112g/人・日をすでに達成しています。しかしながら、国も京都府も平成12（2000）年度の半減を目標としており、本市もこれにならい、平成12（2000）年度の半減を目標とします。

食品ロス削減の基本目標（2030年度に半減）

項 目		基準値 平成12年度 (2000年度)	現況値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)	目標値 令和15年度 (2033年度)	
推計人口（人）		56,748	73,946	76,407	76,010	
年間日数（日）		365	365	365	365	
基本目標	1人1日 当たり量 (g/人・日)	家庭系	83.5	79.7	31.0	31.0
		事業系	36.2	21.5	13.5	13.3
		合 計	119.7	101.2	44.4	44.3
	食品ロス量 (t/年)	家庭系	1,729	2,151	864	860
		事業系	750	581	375	370
		合 計	2,479	2,732	1,239	1,230
2000年度比		100%	110%	50%	49.6%	

注1）本市の人口実績は京都府の推計人口を用いました。

注2）端数処理の関係で合計が一致しない場合があります

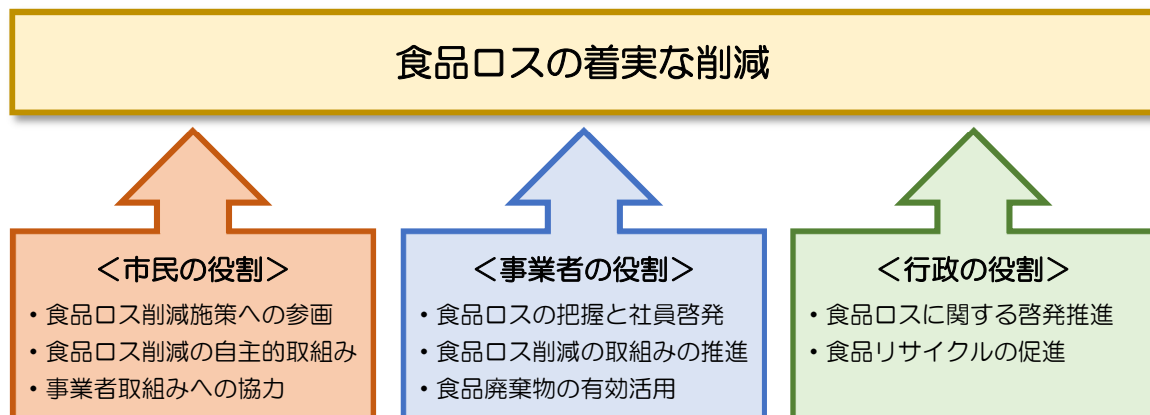
注3）本市の平成12年度の食品ロス量は、燃やすごみ量に食品ロス率を乗じて推計しました。

注4）本市の現況値（令和3年度）は推計値です。

3-2-4 各主体の役割

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で食品ロス削減に主体的に取り組み、三位一体で目標の達成を目指します。

食品ロス削減に向けた各主体の役割



3-3 食品ロス削減に向けた施策

【基本方針1】食品ロス削減を促す普及啓発

1-1 環境学習・教育の充実

- 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施
- 園児や小学生を対象とした環境学習の実施
- 食品ロス削減をテーマに作成した教材の活用 等

1-2 食品ロス削減方法の発信

- 食品ロス削減ハンドブック等による周知啓発
- 3きり運動（水きり、使いきり、食べきり）の推進
- SNS等を利用した情報発信 等

食品ロス啓発ポスター例



出典：消費者庁ホームページ

【基本方針2】市民・事業者等と連携した取組みの推進

2-1 食品関連事業者における食品ロス削減の取組み促進

- 京都府食べ残しゼロ推進店舗の拡大
- 宴会シーズンに合わせた3010運動の促進
- 食べ残し料理の持ち帰り運動の展開
- フードシェアリングサービスの活用 等

京都府食べ残しゼロ推進店舗ステッカー



出典：京都府ホームページ

2-2 フードドライブ活動の促進

- 市民団体等による自主的なフードドライブ活動の促進
- 災害時用備蓄食料・規格外品の有効活用 等

2-3 各主体との連携強化

- 市民・市民団体、事業者との情報共有・情報交換
- 環境省、消費者庁、農林水産省等が主催するキャンペーンへの参画 等

【基本方針3】食品廃棄物の循環利用推進

3-1 食品廃棄物の堆肥化

- 給食における調理残渣や食べ残しによる食品ロス削減の検討
- 環境ボランティア団体と連携した家庭での堆肥化の促進 等

3-2 食品リサイクルの調査

- 他自治体における食品廃棄物のリサイクルの事例調査 等